

「新型コロナをインフルエンザと同じ扱いにしていくスタートになる」 療養期間短縮と全数把握見直しで保健所は…

9/7 長崎放送

政府が方針を示した療養期間の短縮と感染者の全数把握の見直しについてです。療養期間については、現在、症状がある人が原則 10 日間、症状がない人が 7 日間となっています。それが、今後、症状がある人が 7 日間、症状がない場合は検査で陰性が確認された場合という条件付きで 5 日間に短縮されます。

【写真を見る】



「新型コロナをインフルエンザと同じ扱いにしていくスタートになる」 療養期間短縮と全数把握見直しで保健所は…

続いて、感染者の全数把握の簡略化についてです。医療機関が保健所に提出する発生届の対象が・65歳以上の高齢者・妊婦・重症化リスクがあり治療薬や酸素の投与が必要な人などに限定されます。この簡略化は全国一律で今月26日からとなっていますが、すでに届け出ていた長崎県では9日から適用されることが7日決定しました。

この療養期間の短縮と全数把握の見直しを日々、対応に追われている保健所はどう受け止めているのか取材しました。

(岸田総理)

「ウィズコロナの新たな段階への移行を進め、社会経済活動との両立、これを強化してまいります」

政府はきのう陽性者の療養期間について・症状がある人は現在の「10日間」から「7日間」に・症状がない人は現在の「7日間」から「5日間」にそれぞれ短縮する方針を示しました。

●(県央保健所・藤田利枝所長)「ほとんど人に移すようなウイルスを出していないという根拠があつての短縮。最初は2週間と言っていたのが、10日になったのもウイルスをどれくらいの期間出すかというのを調べた上で、そんなに14日間も人に移すようなウイルスを出さないんだということで10日になり、今回も7日になるということなので」

諫早市にある県央保健所。1日に最大65人の職員が新型コロナの対応に当たっています。

療養期間の短縮は保健所が行っている健康観察業務の軽減や社会活動への影響緩和などが期待される一方、人によっては7日間で症状が収まらない可能性もあるため健康状態の自己管理を徹底する必要があると言います。

●（県央保健所・藤田利枝所長）「国の言っている7日間は隔離の期間が7日間。その人の体力が戻るのが7日間ということではないんですね考え方的に。なので7日間で（隔離は）終わるけれども7日過ぎたからってすぐ無理して良いというわけではなくてきちんと自己管理を徹底するということを徹底するのが重要なと思う」

また感染者の発生届の対象を高齢者や妊婦などに限定する全数把握の見直しについては、県内では9日から適用されることになりました。これにより、保健所では医療機関から提出される発生届の情報を国のシステムに入力する作業が大幅に軽減されることが見込まれます。

●（県央保健所・藤田利枝所長）「今この管内で全部の発生届を10とすると今度見直しになって必要とされる方が2~3割くらいになるので、随分減るんだと思います」

その一方で、すべての陽性者を把握出来なくなることで重症化した際の対応が遅れるのではといったことも懸念されています。

●（県央保健所・藤田利枝所長）「最初よりも症状が重たくなったりか陽性者だとわかってから対応がスムーズにできていた部分も、その人が本当に陽性者なのか確認が取れない。個人情報がないので。確認が取れない中で時間が余計かかる部分があるのかなと危惧しています」

このように療養期間の短縮も全数把握の見直しも一長一短があるようですが県央保健所の藤田所長は「新型コロナをインフルエンザと同じような扱いにしていくスタートになる」と話していました。

今回の見直しによって保健所や医療機関の負担軽減につながる一方、感染者にとって必要なケアがきちんとなされていくのかが注目されます。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/e562813dcb7c1fd223c8797a5515a7b3416f6fc9>

